平成２７年（フ）第４５４１号
東京都東村山市本町４丁目11―13―405
破産者　川口　俊子
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４８号
山梨県甲府市元紺屋町79番地
破産者　有限会社ワールドサービス
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
三重県亀山市井尻町1759番地５、前住所三重県津市あのつ台３丁目27番地11
破産者　石谷　弘子
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
三重県鈴鹿市住吉５丁目11番38号
破産者　有限会社安村工業
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１９号
兵庫県姫路市西二階町21番地
破産者　株式会社ちゝぶや呉服店
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９５号
岡山市中区湊1370―16、住民票上の住所岡山市南区浦安本町21番地10
破産者　磯村　　明
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６８号
群馬県前橋市五代町919番地の４
破産者　株式会社城東ホビー製作所
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４８号
石川県白山市番匠町261番地３
破産者　有限会社中倉梱包
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
石川県河北郡津幡町字庄ヘ72番３
破産者　株式会社Ｄｉｓｈダイニング
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町２丁目53番地３、開始決定時の住所岐阜県羽島市小熊町天王１丁目77　天王荘Ⅲ２号
破産者　小路　栄二
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第９号
島根県出雲市斐川町沖洲582番地６
破産者　有限会社オザワ自動車
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０号
島根県安来市野方町83番地６
破産者　小澤　修二
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２４４号
千葉県浦安市美浜１丁目４番1110号
破産者　青木　一夫
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０９６号
千葉市美浜区高浜６丁目16番16号
破産者　石田美惠子
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７０号
千葉市若葉区千城台東３丁目17番４棟307号
破産者　中嶋　香織
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７８号
千葉市花見川区幕張町５―405―２、住民票上の住所千葉市美浜区高洲２丁目６番15棟403号
破産者　細川　　勲
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２３号
千葉市若葉区若松町444―48、住民票上の住所千葉市若葉区千城台南４丁目７番17号
破産者　林　　秀一
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３０号
千葉県市川市湊14番10号
破産者　岡崎　常美
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
熊本県菊池市豊間74番地６
破産者　有限会社境工務店
1　決定年月日　平成27年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
千葉県船橋市前原西１丁目３番20号
破産者　小川　展寛
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
千葉市若葉区貝塚１丁目19番15号
破産者　渡邊　　晋
1　決定年月日　平成27年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係